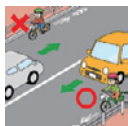


自転車安全利用五則を守りましょう！

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、**車道の左端**に寄って通行しなければなりません。
普通自転車が例外的に**歩道**を通行できる場合でも、すぐに停止できる速度で**車道寄り**の部分を通りましょう。



②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守りましょう。歩道・車道のいずれを通行している場合でも、「**歩行者・自転車専用信号機**」があるときは、必ずその信号に従いましょう。
「**止まれ**」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。
「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず**徐行**し左右をよく見て、安全に通行しましょう。



③夜間はライト点灯

自分の存在を目立たせ、車のドライバーから見やすいように、必ず**ライト**を点灯しましょう。また、**反射材**を装着・着用しましょう。



④飲酒運転は禁止

道路交通法第 65 条に「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」と規定されています。**飲酒運転は犯罪**です。絶対にやめましょう。



⑤ヘルメットを着用

ヘルメットは、事故の際に頭を守ってくれる重要なアイテムです。自転車利用の際は、**大人も子どももヘルメットを着用**しましょう。



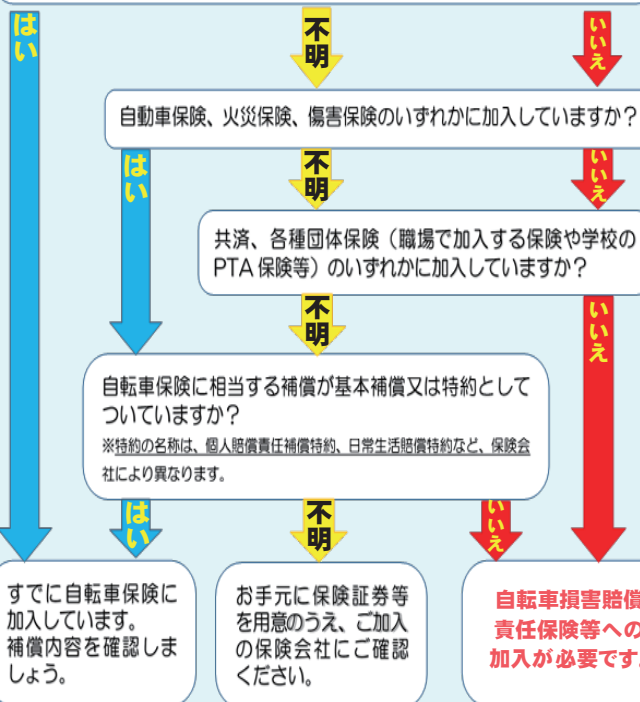
万が一の時に備えて

愛知県では、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入が**義務化**されています。自転車は安全に利用しないと事故の加害者になることもあります。
万が一の時に備えて、**自転車損害賠償責任保険等**に加入しましょう。
まずは、下の確認シートで**加入状況**を**チェック**しましょう。



★自転車保険等への加入状況確認シート★

自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償責任保険等）に加入していますか？ ※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」等も該当します。



★確認していただきたい内容★

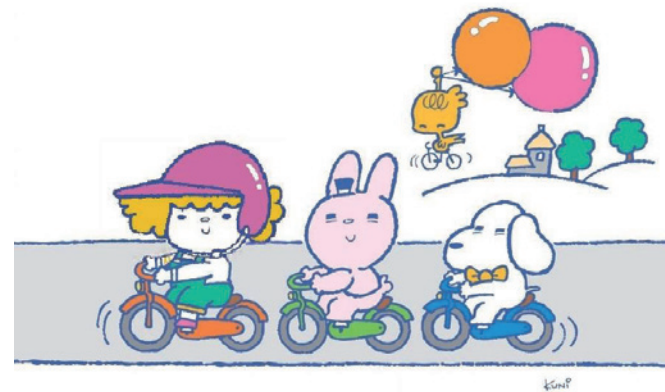
○自転車事故で相手にケガをさせたとき
個人賠償補償の保険金額 円

○保険期間 年 月 日まで

○個人賠償補償の対象【本人のみ・家族全員】

自転車利用者も加害者になり得ます
安全に利用していますか？

自転車の
安全利用を進めよう！



ストップ・ザ
交通事故 高めようモラル
守ろうルール

